

四日市市消防本部告示第1号

四日市市防災指導員等の設置に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月5日

四日市市消防長 坂倉 啓史

四日市市防災指導員等の設置に関する要綱の一部を改正する要綱

四日市市防災指導員等の設置に関する要綱（平成8年四日市市消防本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（任用）</u></p> <p>第2条 指導員は、消防防災に関し豊かな知識と経験を有し、かつ、消防防災活動に関する指導技術を持つ者の中から消防長が<u>任用</u>する。</p> <p>（任期）</p> <p>第5条 指導員の任期は、<u>その任用の日から同日の属する会計年度の末日まで</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（削除）</p>	<p><u>（選任）</u></p> <p>第2条 指導員は、消防防災に関し豊かな知識と経験を有し、かつ、消防防災活動に関する指導技術を持つ者の中から消防長が<u>選任</u>する。</p> <p>（任期）</p> <p>第5条 指導員の任期は、<u>1年以内</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 指導員の再任に当たっては、原則として2年を超えることができない。</u></p>

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。